

# 磐梯町妊婦のための支援給付事業のご案内



※令和7年4月1日より「出産・子育て応援給付金事業」から名称等が変更されました。

## ～妊娠・出産・子育てをサポートします～

妊娠・出産・子育て期を安心してすごしていただくため、助産師や保健師等の面談など継続的な「**伴走型相談支援**」と、出産・育児用品購入等の経済的負担を軽減するための「**経済的支援**」を併せて行います。



【支給対象者】申請時点で磐梯町に住民票のある方で、以下の①②のいずれかに該当する方

◆**妊婦支援給付金(1回目)** ①令和7年4月1日以降に妊娠が確認された方  
(妊娠とは、医療機関にて胎児心拍が確認できたことと定義します)

◆**妊婦支援給付金(2回目)** ②令和7年4月1日以降に出産した方(流産・死産された方も対象)

### 【事業内容】

#### 伴走型相談支援

妊娠・出産・子育てについての相談ができます！

- ①**妊娠届出時**(磐梯ネウボラセンターでの面談)  
\* 出産までの見通しを立てたり、支援サービスを紹介します。
- ②**妊娠8か月頃**(磐梯ネウボラセンターまたは訪問での面談)  
\* 出産時、産後の支援や手続き等を一緒に確認します。
- ③**赤ちゃん訪問時**(訪問での面談)  
\* 予防接種や乳幼児健診等の説明、子育て支援サービスの紹介や育児に関する相談等に応じます。



\* 生後2か月頃までの間に、  
助産師と保健師で訪問させていただきます！

#### 経済的支援

出産・子育ての経済的負担を  
サポートします！

- ① **妊婦支援給付金(1回目)**  
(5万円給付)  
\* 申請書類等は、妊娠届出時の面談の際にお渡しします。
- ② **妊婦支援給付金(2回目)**  
(子ども1人あたり5万円給付)  
\* 申請書類等は、赤ちゃん訪問の際にお渡しします。



### <支援の流れ>



### 伴走型相談支援

※伴走型相談支援とは・・・妊娠期から出産・子育てまで一貫したサポートをするための身近な相談体制のこと